

○ 信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（注）平成三十年六月八日、同月十八日及び同年十月十二日公表の改正案適用後のもの。

		改 正 後	改 正 前（注）
第六条	〔略〕	（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）	（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）
2	〔略〕	第六条 〔同上〕	第六条 〔同上〕
3	第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。	2 〔同上〕	3 〔同上〕
〔一・十 略〕	〔一・十 略〕	〔一・十 同上〕	〔一・十 同上〕
十一 貸借対照表の科目が別紙様式第三号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明（別紙様式第十二号により作成するものとする。）	十一 貸借対照表の科目が別紙様式第三号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	十二 〔同上〕	十二 〔同上〕
〔4・5 略〕	〔4・5 同上〕	〔4・5 同上〕	〔4・5 同上〕

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

項)

第七条 【略】

2 3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

【略】

一 【略】

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第六条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「信用金庫連合会全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第二十条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第三十二条の特別目的会社等を有する場合にあっては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行つた証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を行つた証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

項)

第七条 【同上】

2 3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

【同上】

一 【同上】

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第六条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「信用金庫連合会全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第二十条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第三十二条の特別目的会社等を有する場合にあっては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行つた証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を行つた証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを

保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第三十一条各号」とあるのは「第十九条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第三号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第三号」とあるのは「別紙様式第十三号」と読み替えるものとする。

〔4～6 略〕

(連結自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項)

第九条 〔略〕

〔略〕

3 第六条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び第七条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第六条第三項及び第七条第三項中「第一項」とあるのは「第九条第一項」と、第六条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）の連結貸借対照表」と、「別紙様式第三号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十二号」とあるのは「別紙様式第十三号」と、第七条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第六条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第三十一条各号」とあるのは「第十九条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第三号」とあるのは「別紙様式第五号」と読み替えるものとする。

〔4～6 同上〕

(連結自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項)

第九条 〔同上〕

〔同上〕

3 第六条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び第七条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第六条第三項及び第七条第三項中「第一項」とあるのは「第九条第一項」と、第六条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）の連結貸借対照表」と、「別紙様式第三号」とあるのは「別紙様式第五号」と、第七条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第六条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

か、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

〔4・5 略〕

#### (四半期の開示事項)

第十条

〔4·5 同上〕

(四半期の開示)

〔略〕

3 第一項第一号に掲げる事項は別紙様式第二号により、同項第一号

に掲げる事項は別紙様式第十二号により、同項第三号及び前項第三号に掲げる事項は別紙様式第八号により、第一項第五号及び前項第五号に掲げる事項は別紙様式第九号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係る第一項第五号に掲げる事項にあっては、第一面に限る。）により、第一項第六号に掲げる事項は別紙様式第十号により、前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第十三号により、同項第六号及び第十九号に掲げる事項は別紙様式第十一号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第六号により、それぞれ作成するものとする。

4

(別紙様式第三号)

〔別紙2〕

(1) 普通出資等Tier1資本に係る基礎項目

3 第一項第一号に掲げる事項は別紙様式第三号により、第一項第三号及び前項第三号に掲げる事項は別紙様式第八号により、第一項第五号及び前項第五号に掲げる事項は別紙様式第九号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係る第一項第五号に掲げる事項にあつては、第一面に限る。）により、第一項第六号に掲げる事項は別紙様式第十号により、前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、前項第六号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第十一号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第六号により、それぞれ作成するものとする。

3 第一項第一号に掲げる事項は別紙様式第三号により、第一項第三号及び前項第三号に掲げる事項は別紙様式第八号により、第一項第五号及び前項第五号に掲げる事項は別紙様式第九号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係る第一項第五号に掲げる事項にあつては、第一面に限る。）により、第一項第六号に掲げる事項は別紙様式第十号により、前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、前項第六号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第十一号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第六号により、それぞれ作成するものとする。

3 第一項第一号に掲げる事項は別紙様式第三号により、第一項第三号及び前項第三号に掲げる事項は別紙様式第八号により、第一項第五号及び前項第五号に掲げる事項は別紙様式第九号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係る第一項第五号に掲げる事項にあつては、第一面に限る。）により、第一項第六号に掲げる事項は別紙様式第十号により、前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、前項第六号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第十一号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第六号により、それぞれ作成するものとする。

3 第一項第一号に掲げる事項は別紙様式第三号により、第一項第三号及び前項第三号に掲げる事項は別紙様式第八号により、第一項第五号及び前項第五号に掲げる事項は別紙様式第九号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係る第一項第五号に掲げる事項にあつては、第一面に限る。）により、第一項第六号に掲げる事項は別紙様式第十号により、前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、前項第六号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第十一号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第六号により、それぞれ作成するものとする。

3 第一項第一号に掲げる事項は別紙様式第三号により、第一項第三号及び前項第三号に掲げる事項は別紙様式第八号により、第一項第五号及び前項第五号に掲げる事項は別紙様式第九号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係る第一項第五号に掲げる事項にあつては、第一面に限る。）により、第一項第六号に掲げる事項は別紙様式第十号により、前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、前項第六号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第十一号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第六号により、それぞれ作成するものとする。

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通出資に係る会員勘定の額の内訳として、出資金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額及び外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バー・ゼル銀行監督委員会により平成二十九年三月二十九日）に公表された「開示要件（第3の柱）の統合及び強化—第2フェーズ」と題する文書のテンプレートCC1における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通出資に係る会員勘定の額」の国際意の該当番号に反映させること。

(2) 普通出資等Tier1資本に係る調整項目

[e～c 略]

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第三十七条第六項第一号に掲げる額をいう。

[e・f 略]

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機

関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第三十七条第七項第一号に掲げる額をいう。

[e・f 同左]

[h・i 略]

[(3)・(4) 略]

(5) Tier2資本に係る調整項目

「少數出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通出資に係る会員勘定の額の内訳として、出資金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額及び外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バー・ゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日）に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通出資に係る会員勘定の額」の国際意の該当番号に反映させること。

(2) [同左]

[e～c 同左]

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第三十七条第六項第一号に掲げる額をいう。

[e・f 同左]

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機

関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第三十七条第七項第一号に掲げる額をいう。

[e・f 同左]

[h・i 同左]

[(3)・(4) 同左]

[加える。]

手段の額」及び「その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額」の欄につき、口欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、その他外部TLAC関連調達手段の額に係る額は、計上することを要しない。

(6) [略]

(7) [自己資本比率及び資本バッファー

a 「最低単体資本バッファー比率」から「単体資本バッファー比率」までの項は、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、記載することを要しない(この場合には、当該項を削除することができる。)。

b 当期に係る別紙様式第十号の開示を行う場合には、項番64「最低単体資本バッファー比率」の項の比率は同様式の項番11「最低単体資本バッファー比率」の項の比率と、項番65「うち、資本保全バッファー比率」の項の比率と、項番66「うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率は同様式の項番9「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率と、項番67「うち、G-SIB/D-SIBバッファー比率」の項の比率は同様式の項番10「G-SIB/D-SIBバッファー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

(8) [調整項目に係る参考事項

a 「少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本等調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

b 「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に係る調整

(5) [同左]  
[加える。]

a 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整

「整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものの額のうち普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

〔c・d 略〕

(9) 〔略〕

(10) 〔略〕

〔削る。〕

(9)その他

この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

〔加える。〕

(11)その他

a ハ欄には、この面と別紙様式第十二号との対応関係を示すため、当該面において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合は、記載することを要しない。）。

「項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものの額のうち普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

〔c・d 同左〕

(7) 〔同左〕

(8) 〔同左〕

(9)その他

この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

〔加える。〕

(11)その他

b この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。

c この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。

(別紙様式第五号)

〔別紙4〕

(1) 普通出資等Tier1資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通出資に係る会員勘定の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額及び外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十九年三月二十九日）に公表された「開示要件（第3の柱）の統合及び強化—第2フェーズ」と題する文書のテンプレートCC1における表に記載された番号をいう。）を記載すること。

(2) 普通出資等Tier1資本に係る調整項目

〔a～c 略〕

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十五条第九項第一号に掲げる額をいう。

〔e・f 略〕

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十五条第十項第一号に掲げる額

(別紙様式第五号)

〔別紙3〕

(1) 〔同左〕

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通出資に係る会員勘定の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額及び外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日）に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通出資に係る会員勘定の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 〔同左〕

〔a～c 同左〕

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関

等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十五条第九項第一号に掲げる額をいう。

〔e・f 同左〕

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十五条第十項第一号に掲げる額

額をいう。

[h・i 略]

〔(3)・(4) 略〕

(5) Tier2資本に係る調整項目

「少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC開連調達手段の額」及び「その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC開連調達手段の額」の欄につき、口欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、その他外部TLAC開連調達手段の額に係る額は計上することを要しない。

(6) [略]

(7) 自己資本比率及び資本バッファー

(5) [同左]  
〔加える。〕

当期に係る別紙様式第十一号の開示を行う場合は、項番64「最低連結資本バッファー比率」の項の比率は同様式の項番11「最低連結資本バッファー比率」の項の比率と、項番65「うち、資本保全バッファー比率」の項の比率は同様式の項番8「資本保全バッファー比率」の項の比率と、項番66「うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率は同様式の項番9「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率と、項番67「うち、G-SIB/D-SIBバッファー比率」の項の比率は同様式の項番10「G-SIB/D-SIBバッファー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

(8) 調整項目に係る参考事項

a 「少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本等調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

b 「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものの額のうち普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

〔c・d 略〕

(9) [略]  
(10) [略]  
〔削る。〕

(11)その他

a ハ欄には、この面と別紙様式第十三号との対応関係を示すため、当該面において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合は、記載することを要しない。）。

この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

〔加える。〕

b この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。  
c この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。

b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額のうち普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

〔c・d 同左〕

(7) [同左]  
(8) [同左]  
(9)その他

(別紙様式第十号)

(別紙様式第十号)

〔表略〕

(注)

〔略〕

a 〔略〕

b 当期に係る別紙様式第三号の開示を行う場合には、項番8「資本保全バッ

ファービ率」の項の比率は同様式の項番65「うち、資本保全バッファービ

率」の項の比率と、項番9「カウンター・シクリカル・バッファービ率」

の項の比率は同様式の項番66「うち、カウンター・シクリカル・バッファ

ー比率」の項の比率と、項番10「G-SIB/D-SIBバッファービ率」の項の比率

は同様式の項番67「うち、G-SIB/D-SIBバッファービ率」の項の比率と、項

番11「最低単体資本バッファービ率」の項の比率は同様式の項番64「最低

単体資本バッファービ率」の項の比率と、それぞれ一致する。

c 〔略〕

d この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「-」を記載すること。(c)に該当する場合には、当該項を削除することができる。)。

e 〔略〕

f 〔略〕

(別紙様式第十一号)

〔同左〕

(注)

〔同左〕

a 〔同左〕

b 〔同左〕

c 〔同左〕

d この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。(b)に該当する場合には、当該項は削除することができる。)

e 〔同左〕

f 〔同左〕

(別紙様式第十一号)

〔表略〕

(注)

〔略〕

a 「略」

b 当期に係る別紙様式第五号の開示を行う場合には、項番8「資本(保全)バッ

ファー比率」の項の比率は同様式の項番65「うち、資本保全バッファー比

率」の項の比率と、項番9「カウンター・シクリカル・バッファー比率」

の項の比率は同様式の項番66「うち、カウンター・シクリカル・バッファ

ー比率」の項の比率と、項番10「G-SIB/D-SIBバッファー比率」の項の比率

は同様式の項番67「うち、G-SIB/D-SIBバッファー比率」の項の比率と、項

番11「最低連結資本バッファー比率」の項の比率は同様式の項番64「最低

連結資本バッファー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

c 「略」

d 「略」

e 「略」

〔同左〕

(注)

〔略〕

a 「同左」

〔加える。〕

b 「同左」

c 「同左」

d 「同左」

〔別紙様式第十二号〕

〔別紙5〕

〔別紙様式を加える。〕

〔別紙様式第十三号〕

〔別紙6〕

備考  
表中の「」の記載は注記である。

[改正前別紙1・別紙様式第三号]

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末	前期末
<b>普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)</b>			
1a+2-1c-26	普通出資に係る会員勘定の額		
1a	うち、出資金及び資本剰余金の額		
2	うち、利益剰余金の額		
26	うち、外部流出予定額(△)		
	うち、上記以外に該当するものの額		
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		
6	普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)		
<b>普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)</b>			
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		
8	うち、のれんに係るもの額		
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		
10	繰延税金資産(一時差異に係るもの除外。)の額		
11	繰延ヘッジ損益の額		
12	適格引当金不足額		
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
15	前払年金費用の額		
16	自己保有普通出資(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額		
18	少数出資金融機関等の普通出資の額		
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額		
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額		
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額		
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		

22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額		
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
27	その他 Tier1 資本不足額		
28	普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (口)		
<b>普通出資等 Tier1 資本</b>			
29	普通出資等 Tier1 資本の額 ((イ) - (口)) (ハ)		
<b>その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)</b>			
30	31a その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳		
	32 その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額		
	特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額		
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二)		
<b>その他 Tier1 資本に係る調整項目</b>			
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額		
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
42	Tier2 資本不足額		
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)		
<b>その他 Tier1 資本</b>			
44	その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)		
<b>Tier1 資本</b>			
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)		
<b>Tier2 資本に係る基礎項目 (4)</b>			
46	Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳		

	Tier2 資本調達手段に係る負債の額		
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額		
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額		
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額		
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額		
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)		
<b>Tier2 資本に係る調整項目</b>			
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額		
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)		
<b>Tier2 資本</b>			
58	Tier2 資本の額((チ) - (リ)) (ヌ)		
<b>総自己資本</b>			
59	総自己資本の額((ト) + (ヌ)) (ル)		
<b>リスク・アセット (5)</b>			
60	リスク・アセットの額 (ヲ)		
<b>自己資本比率</b>			
61	普通出資等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))		
62	Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))		
63	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))		
<b>調整項目に係る参考事項 (6)</b>			
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目 不算入額		
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額		
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に係る調整項目不算入額		
75	繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に係る調整		

	項目不算入額		
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)</b>			
76	一般貸倒引当金の額		
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
78	信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)</b>			
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額		
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額		
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		

(注)

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成（単体）		イ	ロ	ハ
国際様式の該当番号	項目	当期末	前期末	別紙様式第十二号(CC2)の参照項目
<b>普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)</b>				
1a+2-1c-26	普通出資に係る会員勘定の額			
1a	うち、出資金及び資本剰余金の額			
2	うち、利益剰余金の額			
26	うち、外部流出予定額(△)			
	うち、上記以外に該当するものの額			
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額			
6	普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)			
<b>普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)</b>				
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額の合計額			
8	うち、のれんに係るものの額			
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額			
10	繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額			
11	繰延ヘッジ損益の額			
12	適格引当金不足額			
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
15	前払年金費用の額			
16	自己保有普通出資(純資産の部に計上されるものを除く。)の額			
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額			
18	少数出資金融機関等の普通出資の額			
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額			
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手			

	段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額			
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額			
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額			
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
27	その他 Tier1 資本不足額			
28	普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (口)			
<b>普通出資等 Tier1 資本</b>				
29	普通出資等 Tier1 資本の額((イ) - (口)) (ハ)			
<b>その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)</b>				
30	31a その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳			
	32 その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額			
	特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額			
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二)			
<b>その他 Tier1 資本に係る調整項目</b>				
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額			
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
39	少數出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
42	Tier2 資本不足額			
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)			

<b>その他 Tier1 資本</b>					
44	その他 Tier1 資本の額((ニ) - (ホ))	(ヘ)			
<b>Tier1 資本</b>					
45	Tier1 資本の額((ハ) + (ヘ))	(ト)			
<b>Tier2 資本に係る基礎項目 (4)</b>					
46	Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳				
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額				
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額				
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額				
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額				
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額				
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)				
<b>Tier2 資本に係る調整項目 (5)</b>					
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額				
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額				
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額				
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額				
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)				
<b>Tier2 資本</b>					
58	Tier2 資本の額((チ) - (リ))	(ヌ)			
<b>総自己資本</b>					
59	総自己資本の額((ト) + (ヌ))	(ル)			
<b>リスク・アセット (6)</b>					
60	リスク・アセットの額	(ヲ)			
<b>自己資本比率及び資本バッファー (7)</b>					
61	普通出資等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))				
62	Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))				
63	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))				

64	最低単体資本バッファー比率			
65	うち、資本保全バッファー比率			
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率			
67	うち、G-SIB/D-SIB バッファー比率			
68	単体資本バッファー比率			
<b>調整項目に係る参考事項 (8)</b>				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額			
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額			
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額			
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額			
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9)</b>				
76	一般貸倒引当金の額			
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額			
78	信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポートジャーリテール向けエクスポートジャーライツの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額			
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)</b>				
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額			
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額			
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(単位：百万円、%)

国際様式の該当番号	項目	当期末	前期末
<b>普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)</b>			
1a+2-26	普通出資に係る会員勘定の額		
1a	うち、出資金及び資本剰余金の額		
2	うち、利益剰余金の額		
26	うち、外部流出予定額(△)		
	うち、上記以外に該当するものの額		
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		
5	普通出資等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額		
6	普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)		
<b>普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)</b>			
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		
8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額		
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		
10	繰延税金資産(一時差異に係るもの除外。)の額		
11	繰延ヘッジ損益の額		
12	適格引当金不足額		
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
15	退職給付に係る資産の額		
16	自己保有普通出資(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額		
18	少数出資金融機関等の普通出資の額		
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額		
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額		
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額		

21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額		
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
27	その他 Tier1 資本不足額		
28	普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (口)		
<b>普通出資等 Tier1 資本</b>			
29	普通出資等 Tier1 資本の額 ((イ) - (口)) (ハ)		
<b>その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)</b>			
30	31 その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳		
	32 その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額		
	特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額		
34-35	その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額		
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
33	うち、信用金庫連合会及び信用金庫連合会の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		
35	うち、信用金庫連合会の連結子法人等（信用金庫連合会の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額		
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)		
<b>その他 Tier1 資本に係る調整項目</b>			
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額		
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
42	Tier2 資本不足額		

43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 <b>その他 Tier1 資本</b>	(ホ)		
44	その他 Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ))	(ヘ)		
	<b>Tier1 資本</b>			
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ))	(ト)		
	<b>Tier2 資本に係る基礎項目 (4)</b>			
46	Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳 Tier2 資本調達手段に係る負債の額 特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額			
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
47	うち、信用金庫連合会及び信用金庫連合会の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			
49	うち、信用金庫連合会の連結子法人等（信用金庫連合会の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額			
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額			
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額			
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額			
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)			
	<b>Tier2 資本に係る調整項目</b>			
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額			
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)			
	<b>Tier2 資本</b>			
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ))	(ヌ)		
	<b>総自己資本</b>			
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ))	(ル)		
	<b>リスク・アセット (5)</b>			

60	リスク・アセットの額 (ヲ)		
<b>連結自己資本比率</b>			
61	連結普通出資等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))		
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))		
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))		
<b>調整項目に係る参考事項 (6)</b>			
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目 不算入額		
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出 資に係る調整項目不算入額		
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係 るものに限る。) に係る調整項目不算入額		
75	繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に係る調整 項目不算入額		
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)</b>			
76	一般貸倒引当金の額		
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
78	信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合におい て、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポー ジャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額 の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあつ ては、零とする。)		
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)</b>			
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額		
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調 達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下 回る場合にあっては、零とする。)		
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額		
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調 達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下 回る場合にあっては、零とする。)		

(注)

(単位：百万円、%)

国際様式の該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様式第十三号(CC2)の参照項目
<b>普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)</b>				
1a+2-1c-26	普通出資に係る会員勘定の額			
1a	うち、出資金及び資本剰余金の額			
2	うち、利益剰余金の額			
26	うち、外部流出予定額(△)			
	うち、上記以外に該当するものの額			
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額			
5	普通出資等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額			
6	普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)			
<b>普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)</b>				
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額の合計額			
8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額			
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額			
10	繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額			
11	繰延ヘッジ損益の額			
12	適格引当金不足額			
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
15	退職給付に係る資産の額			
16	自己保有普通出資(純資産の部に計上されるものを除く。)の額			
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額			
18	少數出資金融機関等の普通出資の額			

19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額			
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額			
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額			
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額			
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
27	その他 Tier1 資本不足額			
28	普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (口)			
<b>普通出資等 Tier1 資本</b>				
29	普通出資等 Tier1 資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)			
<b>その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)</b>				
30	31 その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳			
	32 その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額			
	特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額			
34-35	その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
33	うち、信用金庫連合会及び信用金庫連合会の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			
35	うち、信用金庫連合会の連結子法人等（信用金庫連合会の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額			
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)			

その他 Tier1 資本に係る調整項目				
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額			
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
42	Tier2 資本不足額			
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)			
その他 Tier1 資本				
44	その他 Tier1 資本の額((ニ) - (ホ)) (ヘ)			
Tier1 資本				
45	Tier1 資本の額((ハ) + (ヘ)) (ト)			
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)				
46	Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳			
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額			
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額			
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
47	うち、信用金庫連合会及び信用金庫連合会の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			
49	うち、信用金庫連合会の連結子法人等（信用金庫連合会の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額			
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額			
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額			
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額			
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)			
Tier2 資本に係る調整項目 (5)				
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額			
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他			

	外部 TLAC 関連調達手段の額			
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)			
<b>Tier2 資本</b>				
58	Tier2 資本の額((チ) - (リ)) (ヌ)			
<b>総自己資本</b>				
59	総自己資本の額((ト) + (ヌ)) (ル)			
<b>リスク・アセット (6)</b>				
60	リスク・アセットの額 (ヲ)			
<b>連結自己資本比率及び資本バッファー (7)</b>				
61	連結普通出資等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))			
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))			
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))			
64	最低連結資本バッファー比率			
65	うち、資本保全バッファー比率			
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率			
67	うち、G-SIB/D-SIB バッファー比率			
68	連結資本バッファー比率			
<b>調整項目に係る参考事項 (8)</b>				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額			
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額			
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービスリング・ライツに係るものに限る。) に係る調整項目不算入額			
75	繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に係る調整項目不算入額			
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9)</b>				
76	一般貸倒引当金の額			
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額			
78	信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポートジャーリテール向けエクスポートジャーラの期待損			

	失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額			
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)</b>				
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額			
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額			
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(単位：百万円)

CC2：貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係			
項目	イ	ロ	ハ
	公表 貸借対照表	規制上の連結範囲 に基づく連結貸借 対照表	別紙様式第三号を 参照する番号又は 記号
<b>資産の部</b>			
現金預け金			
コールローン及び買入手形			
買現先勘定			
債券貸借取引支払保証金			
買入金銭債権			
特定取引資産			
商品有価証券			
金銭の信託			
有価証券			
貸出金			
外国為替			
その他資産			
有形固定資産			
無形固定資産			
繰延税金資産			
再評価に係る繰延税金資産			
支払承諾見返			
貸倒引当金			
.....			
資産の部合計			
<b>負債の部</b>			
預金			
譲渡性預金			
コールマネー及び売渡手形			
売現先勘定			
債券貸借取引受入担保金			
コマーシャル・ペーパー			

特定取引負債			
借用金			
外国為替			
短期社債			
社債			
新株予約権付社債			
信託勘定借			
その他負債			
賞与引当金			
役員賞与引当金			
退職給付引当金			
役員退職慰労引当金			
その他の引当金			
特別法上の引当金			
繰延税金負債			
再評価に係る繰延税金負債			
支払承諾			
.....			
負債の部合計			
<b>純資産の部</b>			
資本金			
資本剰余金			
利益剰余金			
自己株式			
その他有価証券評価差額金			
繰延ヘッジ損益			
土地再評価差額金			
.....			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例による。

- a この面の各項の内訳は、自金融機関の財務諸表に基づく貸借対照表（以下「公表貸借対照表」という。）で使用されている勘定科目名に従うこと。
- b イ欄には、公表貸借対照表の内容を記載すること。
- c 自己資本比率告示第三十二条ただし書に該当し、かつ、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が異なる信用金庫連合会に限り、ロ欄には、自己資本比率告示第二十条の規定により作成した連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下「規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表」という。）の内容を、公表貸借対照表の勘定科目に応じて記載すること。それ以外の信用金庫連合会にあっては、ロ欄を記載することを要しない。
- d ロ欄を記載する場合において、規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表に、公表貸借対照表で使用されていない項目があるときは、項を追加し、当該項のイ欄には「-」を記載すること。
- e 公表貸借対照表の科目が別紙様式第三号の項目のいずれに相当するかについての説明については、適宜、付表を作成してこの面に添付するものとする。付表を用いる場合には、この面と当該付表との対応関係を示すため、ニ欄を設けた上、相互に共通する任意の番号又は記号を付表及びこの面のニ欄に記載すること。
- f 自己資本比率告示第三十二条ただし書に該当し、かつ、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一である信用金庫連合会にあっては、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一であることを欄外に記載すること。
- g この面で指定する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- h 当期において公表貸借対照表を作成していない場合には、この面を記載することを要しない。

(単位：百万円)

CC2：連結貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係			
項目	イ	ロ	ハ
	公表 連結貸借対照表	規制上の連結範囲 に基づく連結貸借 対照表	別紙様式第五号 (CC1) の参照項目
<b>資産の部</b>			
現金預け金			
コールローン及び買入手形			
買現先勘定			
債券貸借取引支払保証金			
買入金銭債権			
特定取引資産			
商品有価証券			
金銭の信託			
有価証券			
貸出金			
外国為替			
その他資産			
有形固定資産			
無形固定資産			
繰延税金資産			
再評価に係る繰延税金資産			
支払承諾見返			
貸倒引当金			
.....			
資産の部合計			
<b>負債の部</b>			
預金			
譲渡性預金			
コールマネー及び売渡手形			
売現先勘定			
債券貸借取引受入担保金			
コマーシャル・ペーパー			

特定取引負債			
借用金			
外国為替			
短期社債			
社債			
新株予約権付社債			
信託勘定借			
その他負債			
賞与引当金			
役員賞与引当金			
退職給付引当金			
役員退職慰労引当金			
その他の引当金			
特別法上の引当金			
繰延税金負債			
再評価に係る繰延税金負債			
支払承諾			
.....			
負債の部合計			
<b>純資産の部</b>			
資本金			
資本剰余金			
利益剰余金			
自己株式			
その他有価証券評価差額金			
繰延ヘッジ損益			
土地再評価差額金			
.....			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例による。

- a この面の各項の内訳は、自金融機関の連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下「公表連結貸借対照表」という。）の勘定科目名に従うこと。
- b イ欄には、公表連結貸借対照表の内容を記載すること。
- c ロ欄には、自己資本比率告示第二十条の規定により作成した連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下「規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表」という。）の内容を、公表連結貸借対照表の勘定科目に応じて記載すること。
- d ハ欄には、この面と別紙様式第五号との対応関係を示すため、当該面において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合には、記載することを要しない。）。
- e 規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表に、公表連結貸借対照表で使用されていない項目がある場合には、項を追加し、当該項のイ欄には「-」を記載すること。
- f 公表連結貸借対照表の項目が別紙様式第五号の項目のいずれに相当するかについての説明については、適宜、付表を作成してこの面に添付するものとする。付表を用いる場合には、この面と当該付表との対応関係を示すため、ニ欄を設けた上、相互に共通する任意の番号又は記号を付表及びこの面のニ欄に記載すること。
- e 会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一である信用金庫連合会にあっては、ロ欄を記載することを要しない。この場合には、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一であることを欄外に記載すること。
- f この面で指定する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- g 当期において公表連結貸借対照表を作成していない場合には、この面を記載することを要しない。